

第1回根室振興局新型コロナウイルス感染症対策地方本部会議 議事録

日時 令和2年4月20日(月)

13:15~13:45

場所 根室振興局 3階大会議室

【外内課長】

ただ今から、第1回根室振興局新型コロナウイルス感染症対策地方本部会議を開会いたします。本日は、年度当初のお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

私、司会を務めます保健行政室企画総務課長の外内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の第1回の地方本部会議では、道の本部会議を受けた情報共有を構成員、管内市町と図りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、信行保健環境部長より状況を報告いたします。

【信行部長】

保健環境部長の信行です。よろしくお願いいたします。

まず始めに4月16日に根室振興局管内で確認された新型コロナウイルス感染症患者についての報告をします。資料の1-5になります。報道発表用の資料で、北海道のホームページにおいて公表されている資料ですが、その334例目が根室振興局管内の2例目となります。

1例目は2月22日に発生し、それ以来の2例目となりますが、30代男性、職業は自営業、3月7日から他疾患により管外指定医療機関に入院。4月16日に検査が陽性と判明し、そのまま入院継続して、症状としては軽症で会話可です。接触者については、現在まだ調査中という段階となっております。これが根室の2例目についてです。

資料1に戻りまして、発生の状況についてですが、国内の陽性累積者数はご存じのとおり1万人をすでに超えており、現在の患者数としては6千名を超えているというような規模になっております。北海道内では、4月19日現在で陽性累積患者数は434名です。現在の患者数は237名となっております。根室振興局管内では陽性累積者数が2名で、うち現在患者数が1名ということとなっております。

続いて、国の対応状況について説明します。3月26日に特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、4月7日に7都府県を対象地域として、緊急事態宣言が出されました。

さらに、4月16日に緊急事態宣言の地域が全都道府県に拡大するとともに、北海道を含む13都道府県を特定警戒都道府県と定めたところです。

続きまして、北海道の対応について説明します。1月28日に北海道感染症危機管理対策本部を設置し、12回の本部会議を開催しました。その後、3月26日に北海道新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、現在のところ第6回まで開催しております。

それから、4月7日に国の緊急事態宣言を受けて、北海道においても、4月8日から5月6日までを集中対策期間として、道民に改めて対策の呼びかけがなされました。それについては、資料1-1で集中対策期間が4月8日から5月6日、その次に3つの密を避けましょうということでの呼びかけがなされ、4月10日付けで知事のメッセージ入りのお知らせが出されております。さらに資料1-3、北海道・札幌市緊急共同宣言が4月12日に発出され、その際に同時に呼びかけられたのが、資料1-4ソーシャルディスタンス、人と人の距離を保つということについての呼びかけがありました。

さらに、資料1-6では、道立施設の休館についてということで、5月6日までここに記載されている施設が休館ということになっています。

そして、4月17日に北海道における緊急事態措置というものが出されまして、この中で言われているのが、外出の自粛の要請、札幌市と他の地域との不要不急の往来自粛、それから時差出勤、3つの密の回避の徹底、在宅勤務、テレワークの積極的な活用促進、それから繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛、それから他の都府県への往来自粛といったようなことが4月17日緊急事態措置として呼びかけがなされているところです。

また資料1に戻りまして、資料1の2ページ目のところで、根室振興局対応の状況ですが、根室振興局では、これまで根室地域感染症危機管理対策地方本部の本部員会議を2回開催しております。

道内の発生状況の情報の共有や、根室管内における発生時の対応というのを報告しております。その他に地域のFM局を活用した普及啓発の活用であったり、金融円滑化に関する要請を実施したり、管内の市町との連携会議を実施したりと、ここに記載されているような取組みをこれまで進めてきたところであります。これが資料1の説明です。

続いて資料2の説明をします。資料2の方では、保健所と根室地方食品衛生協会で共同して取り組んでいることですが、食品を取り扱う事業者に対して衛生管理、平常時の対策であったり、あるいは感染者、従業員の中から感染者が出た場合にどう対応をするのかというようなことについての周知をしているところです。食品衛生協会の会員の他に、漁協組合や水産協会へも周知しております。北部4町におきましては、現在周知について調整しているところであります。

それから、資料2の8ページ以降に、農林水産省の方で作成した各事業者向けのチラシがありまして、酪農家向けのもの、水田・畑作等農家向けのもの、漁業者向けのもの、それから卸売市場向けのものということで、農林水産省の方から出しているチラシを添付しておりますので、これについても関係機関から周知をしていただくようお願いいたします。

私の方からの説明は以上です。

【外内課長】

それでは続いて、山田地域創生部長から説明をお願いします。

【山田部長】

私の方から資料3に基づいて、情報提供をさせていただきたいと思えます。こちらの資料につきましては、国が7都府県を対象に緊急事態宣言を行いました4月7日の翌日4月8日から、北海道が首都圏などの対象地域からの来道者に対しまして、不要不急の外出を控えることなどをお願いするために作成したチラシでございます。

このチラシにつきましては、全道9つの空港と2つの新幹線駅に掲示、配置をしているものでございまして、根室振興局におきましても、中標津空港の到着出口の付近に掲示と配置をしております。このチラシにつきましては、4月8日に約500部を空港の到着出口付近に配置をしております。本日お配りしておりますチラシは、2種類目のチラシですが、途中でデザインとか文言が一部改正になりまして。今お配りしているものは2種類目のチラシでございますが、このチラシにつきましては、4月16日から掲示、配置をしているものでございます。4月16日に中標津空港におきましても、新しいチラシに置き換えまして、新たに500部を設置、配置しております。

私から説明は以上でございます。

【外内課長】

ありがとうございました。

続いて、教育局井上次長より説明をお願いいたします。

【井上次長】

お手元の資料4をご覧ください。私から学校の臨時休業について、ご説明をいたします。新聞等でご承知のとおり、4月16日に知事より4月20日から5月6日まで全道一斉の臨時休業を検討するように、要請があったところでございます。道教委といたしましては、要請を受けまして、4月17日に臨時休業を決定し、各市町村教育委員会に資料のとおり通知したところでございます。

管内の状況につきましては、すべての学校が本日から臨時休業を実施いたしまして、学校再開は5月7日の予定であります。また、臨時休業中は児童生徒の健康状態等を把握するために、4月中に1回分散登校という形をとることになっております。5月7日の学校再開時につきましても、分散登校の対応をするように別途通知する予定でございます。

さらに、児童生徒や保護者には、臨時休業中には基本的には自宅で過ごすことや、子どもの中には心理的なストレスを抱える者や、偏見や差別といったケースが生じないように、教育相談体制を充実させるなど、子どもたちの心のケアに努めて参りたいと考えています。

臨時休業中に児童生徒が家庭で学習ができるように、教育局のホームページ等で学習メニューなどの教材を提供するなど、家庭学習支援策についても講じてございます。その他教職員の健康管理につきましても、在宅勤務や時差出勤等を積極的に活用するように周知する他、北海道ソーシャルディスタンスの運動が道民運動として展開されるよう、社会教育関係団体等に周知を行ったと

ころでございます。
以上でございます。

【外内課長】

ありがとうございます。その他、構成員の皆様から、報告事項それから情報共有等の事項がございましたらお願いします。特にございませんでしょうか。

それでは、本日情報共有を図るために、根室管内の市町からもご出席をいただいております。市町の状況など何かご報告をいただければと思いますが、根室市さんの方でいかがでしょうか。

【根室市】

2月22日に先ほど1例目ということで、これが根室市でした。根室管内ということでの公表でしたが、市長の方が4町の皆様に迷惑をかけることはやめてほしいということで公表させていただいているところでございます。2月25日に対策本部を設置しまして、3月13日まで毎日対策本部を開催しておりまして、3月16日からは土日はお休みで平日のみ毎日開催しております。4月以降は週に2回程度の開催となっております。情報共有を図っております。

今日の会議の中で、毎週月曜日に市内で検体検査を実施した場合には、ホームページで月曜日に発表しておりまして、本日そこで発表された件数についてご報告させていただきます。38件検体検査をやっております。その中で1件が陽性、残りの37件が陰性となっております。

根室市からは以上となっております。

【外内課長】

ありがとうございます。それでは、4町からもご出席いただいておりますが、何かご報告等情報共有ございましたら発言をお願いいたします。別海町さんはございませんでしょうか。

【別海町】

別海町では、これから緊急事態宣言を受けまして、北海道さんでも緊急事態措置ということ踏まえて、改めて全町民にチラシを配布したいということで、町長のメッセージを入れた中で、チラシの配布を考えているところです。住民の方々がやっぱり不安がある中で、そういった住民不安を解消していくためのチラシというのを考えていまして。患者さんの居住地が振興局管内となっておりますので。そういったところを市町が出てたり、振興局管内で止まると、我々は理解しているが、なかなか一般町民は何でなんだというところもございまして。ある程度こういったことになっているとお示ししていった方がいいのかなというところも考えているところです。

庁内で連絡会議は随時開催しながら、庁内情報共有しながら今後町の支援策等については協議しているところでございます。以上です。

【外内課長】

ありがとうございます。中標津町さんから何かございますでしょうか。

【中標津町】

今朝、対策本部会議をやりまして、その部分で各部署より報告あったものが、学校の臨時休業に伴いまして、文化会館ですとかスポーツ施設の総合体育館などが、同じく5月6日まで休業、閉館すると。それと保健センター業務ですが、法的な健診業務につきましては、5月いっぱい少し見合わせて、延期を考えております。相談や教室、町独自でやっているものにつきましては、5月いっぱい中止しようかと考えております。各根室管内で各町民向けに次亜水の配布という記事を目にしております。そこで、中標津町においても、町内会の協力を得ながら、明日以降配布を実施したいと、今準備を進めているところでございます。以上です。

【外内課長】

ありがとうございます。それでは標津町さんから何かございますでしょうか。

【標津町】

標津町では、国と道の要請等を受けまして、学校では20日から休みとなっておりますが、社会

体育施設の関係だとか公共施設の関係については、18日から5月6日まで休園、臨時休業となっております。これからもし役場職員が感染したらどうなるのかということで、町全体で交代勤務の検討を開始したところです。商工会に加盟していない事業者さんがいますので、前半は3密の話を書いたパンフレットをみながらやりました。2回目は3月31日に発出しています中で、職員の体制だとか、そういったことのパンフレット、文書を各事業所さんへ発出しているところです。

【外内課長】

ありがとうございます。それでは羅臼町さん何かございましたら。

【羅臼町】

北海道の要請を受けまして、全公共施設につきましては5月6日まで休館ということにしております。町内の介護施設と診療所に関する支援ですけど、消毒液、それから今日配布になりますけどマスクを配布することにしております。一般町民向けには次亜水を先週より提供をしております。提供については役場に置いて、各自で取りにきてもらうことになっております。町長も随分観光地ということで深く考えておまして、先週4月17日に町長が直接無線を使って、町民に呼びかけをしております。これを受けまして、今日から5月6日まで道の駅の全テナントが休みです。観光船協議会で5月6日まで全て休むということを決定しております。その他、町内の各飲食店についても休業の協力が何店か出てきております。

それと1つ質問になるかと思いますが、町内の独居老人の方々から検査の部分で保健所に問い合わせをした場合に、検査をする対象となった場合に行く手段がない。結局、中標津まで基本的には公共の交通機関を使っていただきたくはないので、自力で行ってほしいというのがあるのですが、なかなか高齢者であって、車も運転できない、家族もいないという方もいるものですから。この辺の対応をしないとならないと思うのですが、何かよい提案でもあればお聞きしたいなど。

【増川次長】

基本的にはご家族で。今おっしゃられたように、高齢であり、かつご家族もいない、あんまり親戚とかもいらっしゃらないのかもしれないので。基本的には保健所にご相談いただいて、状況をみて医療機関にも相談して、やはりコロナの疑いが高いということであれば、検査を受けてもらう必要があるので、そこは個別に対応を検討させてください。ご相談いただければ。患者さんは基本的に保健所が搬送することになるので。疑似症の方はどうするかという話もありますが、そこも含めて、ケースバイケースでご相談いただければと思いますので。

【外内課長】

よろしいですか。それでは3番目のその他ですけど、その他皆様から何かございましたらお願いしますが、特にその他の議題はなしということでよろしいでしょうか。

それでは、最後に地方本部の本部長である遠藤振興局長より指示をお願いいたします。

【遠藤局長】

本日は皆さんお忙しいところありがとうございます。

先ほどから説明がございましたけども、4月16日に根室振興局管内におきまして、2例目の患者が発生して、道内においては4月19日現在で400名を超える感染が確認されているところでございます。

国におきましては、緊急事態措置の実施区域、これを4月16日に全都道府県へ変更となっております。まさに全国をあげて難局に対応しようとしているところでございます。

北海道におきましても、同日特定警戒都道府県ということで、指定されてございます。

新型コロナウイルスにつきましては、感染が拡大している地域であっても、多くの場合ライブハウス、スポーツジム、医療機関、さらに最近になって、繁華街の接待を伴う飲食店におけるクラスターでの感染拡大が中心であり、限定的に日常生活などでの感染リスクが生じているものという考え方もございますけれども、道内の感染者の推移からは、今まさに我々1人1人の行動が問われる時かなというふうに考えてございます。

特に、間近に控えますゴールデンウィーク、この期間中にあっては、いつもの年とは異なり、実家への帰省を含め不要不急の外出を控えるとともに、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出の自粛

につきましてもご自身も含め、関係機関や地域の住民の皆様への周知をよろしくお願いいたします。

なお、近隣地域におきましても、釧路管内などで感染者の発生が増加しておりますが、仕事を始めとして感染者が多く発生する地域を訪れる際には、感染予防の取組みを徹底されるようよろしくお願いいたします。

また、従来からの、3つの密を避ける取組みの徹底や、公共施設などでの人と人との距離を保つソーシャルディスタンスの対応をしっかりと進めてください。自分1人ぐらいいいのではないかとではなくて、1人1人が他の見本となることを心がけてしっかり行動してください。

外出の自粛、経済や医療体制の縮小など、住民を始め多くの方々に不自由をおかけしますが、これからも情報を共有しながら、連携を密にして、住民の皆様方の不安の解消、さらには1日も早い感染症の収束を目指しまして、丁寧な対応に努めてくださいますようお願い申し上げます。以上です。

【外内課長】

以上をもちまして、第1回新型コロナウイルス感染症対策地方本部会議を終了いたします。

なお、2回目の開催につきましても、現在のところ未定でありますので、開催が決定いたしましたら、ご案内いたしたいと思っております。

本日は、大変お疲れ様でした。市外からお越しの方については、お気をつけてお帰りください。お疲れ様でした。